

新潟市音楽文化会館

チケット販売受託に関する要項

公益財団法人 新潟市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）が新潟市音楽文化会館（以下「当館」という。）にてチケット販売を受託するにあたり、チケット販売を委託する者（以下「委託者」という。）に適用される条件等は以下のとおりとします。

（販売を受託する条件）

第1条 財団が委託者よりチケット販売受託を行う条件は、下記各号をすべて満たすものとします。

- (1) 財団が施設利用を許可した公演のチケットであること。（原則として当館で行われる公演）
- (2) 委託者は前号の施設利用を許可された者であること。
- (3) チケット料金が有料であること。
- 2 財団は販売受託したチケットを、下記各号の方法で取り扱います。
 - (1) 当館2階事務室にて午前9時から午後5時まで販売します。ただし、休館日は販売を行いません。
 - (2) 電話予約等での販売は行いません。
 - (3) 販売期間は最長で公演の前日までとし、当館では当日券の販売は行いません。
 - (4) 販売したチケットの払い戻し業務は行いません。
 - (5) チケット購入者の支払方法は現金のみとし、電子決済等その他の方法では行いません。

（販売委託の申込方法）

第2条 委託者は財団へ以下の書類等を提出し、財団は受理を以て販売を受託したものとします。

- (1) 新潟市音楽文化会館チケット委託販売依頼書 兼 納品書（以下「依頼書」という。）
- (2) チケット
- (3) 座席図（販売する席を席種ごとに色分けして明記した図面） ※指定席がある場合のみ
- 2 財団は前項の受理後、「依頼書（控）」を発行します。
- 3 委託者が適格請求書発行事業者として販売委託をする場合、依頼書に登録番号を記載して通知してください。財団は買手が求める場合に媒介者として適格請求書を発行し、その写しを委託者に交付します。

（精算）

第3条 前条で提出した依頼書に記載のチケット販売期間終了後、原則として公演当日に当館にて現金精算を行います。なお、振込・現金書留等での精算は行いません。

- 2 精算処理において、販売手数料は1公演当たり550円及びチケット売上額の5%とし、売上額からそれを差し引いた金額を精算額とします。（端数が出た場合は、委託者に帰属するものとします。）
- 3 チケット売上額が前項の販売手数料に満たない場合は、チケット精算時に現金で財団へ支払うものとします。
- 4 委託者は精算の際、①「依頼書（控）」②「チケット精算金額収書」③「収入印紙200円（精算額が消費税別5万円以上の場合）」を持参するものとします。

（精算額が消費税別5万円以上となった場合、財団は委託者に事前通知します。）

(公演が延期・中止になった場合)

第4条 財団は延期または中止の連絡を受けた時点でチケットの販売を停止します。委託者は公演予定日までに来館のうえ精算するものとします。

- 2 チケット購入者への払い戻しは、財団は一切行いません。公演予定当日の対応も含め、委託者の責任で行うものとします。

令和7年10月1日改訂